

令和8年第5回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和8年6月25日（木）

開催場所 富士見市役所 第2会議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時45分

議長 会長 大曾根 高 男

委員出席状況

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1 番	梶 光 宏	出	8 番	小 林 薫	出
2 番	大曾根 高 男	出	9 番	寺 沢 栄 一	出
3 番	星 野 幸 夫	出	10 番	新 井 稔	出
4 番	横 田 利 一	出	11 番	前 田 利 行	出
5 番	大曾根 貴 枝	出	12 番	柳 下 稔	出
6 番	平 塚 雄 一	出	13 番	長 堀 進	出
7 番	木 内 義 雄	欠	14 番	吉 原 正 美	出
出 席 13名			欠 席 1名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
鶴瀬1	小 川 勝 久	欠	南畑1	鴻 村 和 男	出
鶴瀬2	加 治 康 秀	出	南畑2	石 井 浩 二	出
水谷1	田 中 弥 一	出	南畑3	市 川 善 雄	出
水谷2	神 山 保 男	出			
出 席 6名			欠 席 1名		

説明のため出席した事務局職員

事務局長	吉野 幸宏	事務局主査	玉川 健一
事務局主任	麻生 優	事務局主任	岡本 裕史

事務局長は、令和８年第５回富士見市農業委員会総会の開会を宣言する。

本日の総会は、農業委員１３名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により総会が成立することを報告する。

富士見市農業委員会総会会議規則第４条の規定により会長が議長になり議事を進行する。

日 程 第 １ 議事録署名委員の指名

議長は、次の者を指名する。

１番	梶	光	宏	委員	
３番	星	野	幸	夫	委員
４番	横	田	利	一	委員

日 程 第 ２ 議事

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第３条第１項の規定による許可申請２件を議題として上程し、事務局の説明後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とする。

○議案番号 １の１

（事務局説明）

「権利区分」… 贈与による所有権移転

「申請理由」… 「譲受人」農業経営の移譲を受けるため。「譲渡人」農業経営を移譲するため。

○農地法第３条２項要件について

「全部効率利用要件」

- ・所有農地営農状況… 所有農地については６月１１日に確認し、適正に管理されている。
- ・農機具所有状況… 経営農地を耕作するだけの農機具を所有していると判断する。
- ・申請地までの通作距離… 自宅から約６００ｍ

「農作業常時従事要件」

申請者又は世帯員等が、必要な農作業に常時従事（年間１５０日以上）している。

「地域との調和要件」

申請地はこれまでも農地として利用されており、今後も同様に農地として利用するため、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。農薬の使用方法については

地域の防除基準に従います。

以上のことから、農地法「第3条第2項各号」には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

(担当委員報告)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認し、事務局の説明のとおり支障がないと考える。

○議案番号 1の2

(事務局説明)

「権利区分」… 売買による所有権移転

「申請理由」… 「譲受人」農業経営の移譲を受けるため。「譲渡人」農業経営を移譲するため。

○農地法第3条2項要件について

「全部効率利用要件」

- ・所有農地営農状況… 所有農地については6月16日に確認し、適正に管理されている。
- ・農機具所有状況… 経営農地を耕作するだけの農機具を所有していると判断する。
- ・申請地までの通作距離… 自宅から約850m

「農作業常時従事要件」

申請者又は世帯員等が、必要な農作業に常時従事（年間150日以上）している。

「地域との調和要件」

申請地はこれまでも農地として利用されており、今後も同様に農地として利用するため、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上のことから、農地法「第3条第2項各号」には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

(担当委員報告)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認し、事務局の説明のとおり支障がないと考える。

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の案について

○議長は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の案について1件を議題として上程し、事務局の説明後、全委員に諮り、「意見なし」とする。

日 程 第 3 報 告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規程第3条の規定に基づく専決処分を行ったことを報告する。

(専決の期間 令和8年4月18日から令和8年6月16日まで)

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4件

日 程 第 4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和８年第５回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

議 長 大曾根 高 男

署名委員 梶 光 宏

署名委員 星 野 幸 夫

署名委員 横 田 利 一
